

# 米国独禁法実務最新動向（2017年9月号ニューズレター） ～会社間の従業員引抜き防止の協定・給与等の情報交換は米国独禁法違反～

岩田合同法律事務所  
弁護士 松田章良

## 1. はじめに

最新の報道によれば、2017年9月12日にDOJ（Department of Justice、米国司法省）の担当官が、企業間の従業員引抜き防止協定に関して、数件の調査が進行中であると述べたとのこと。また、Deputy Assistant Attorney GeneralであるBarry Nigro氏は、「このような実務が米国で一般的であることに驚きを隠せない」と述べ、「現時点では、調査結果が刑事訴追につながるかの結論を述べるには時期尚早ではあるものの、進行中の調査が複数あるのは、DOJがこの種の案件について積極的に取り組んでいることの現れである」と述べています。

日本では、実務家の間でもまだあまり話題になっていませんが、昨年10月、米国の独禁法の執行機関であるDOJ及びFTC（Federal Trade Commission、米国連邦取引委員会）の連名により、Antitrust Guidance for Human Resource Professionals（人事担当者向け独占禁止法ガイダンス）が公表されており、他社との間で①互いの従業員を引き抜かない合意（No-poaching Agreement）、②従業員の雇用について競争しない旨の合意、③従業員の雇用条件などについての情報交換を行うことは米国独禁法違反であり、会社及び人事担当者の刑事訴追があり得る旨が明示されており、また当事者による民事訴訟が提起された場合、懲罰的損害賠償（3倍賠償）の対象となる旨が説明されています。

現時点では、刑事訴追に至った案件はありませんが、民事訴訟は多数提起されています。また、当局のスタンスを踏まえると、近いうちに刑事訴追に至る事案が生じると予想されます。

本件は、日本企業にも少なからずインパクトを与えうる事項であり、本ニューズレターでは、上記のガイダンス及び当局の公表している人事担当者向けRed Flag（独禁法違反の蓋然性が高い行為の一覧）についてご紹介した上、日本企業への影響や、必要となる実務対応についてご説明致します。

## Contents

1. はじめに	1
2. 本ガイダンスの概要	2
3. Q&Aの内容	3
4. Red Flagの概要	5
5. 日本企業への影響	5
6. 必要な実務対応	6

Inquiry contact:  
[news@mail@iwatagodo.com](mailto:news@mail@iwatagodo.com)

**【執筆者】****弁護士 松田章良** TEL: +81 3 3214 6282 E-MAIL: [amatsuda@iwatagodo.com](mailto:amatsuda@iwatagodo.com)

岩田合同法律事務所弁護士（2008年弁護士登録）。2006年東京大学法学部卒業、2008年9月長島・大野・常松法律事務所入所。2015年コロンビア・ロースクール（LL.M.）卒業（Harlan Fiske Stone賞）、同年NY州司法試験合格。2015年9月岩田合同法律事務所入所。同年11月よりシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所に出向中。

シンガポール・日本の両方を拠点に、クロスボーダーの企業取引及び紛争案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。また、近時は日本・シンガポール・EUにおけるデータプロテクション（個人情報保護）に係る案件を多数取り扱っている。競争法分野では、日系企業が米国・欧州において関与した複数の国際カルテル被疑事件（自動車関連分野、電機分野等）に関与するほか、日系企業・外資系企業に対して、日本の独占禁止法及びシンガポールの競争法に関する助言を行っている。

**岩田合同法律事務所**IWATA GODO  
Established 1902

1902年（明治35年）、故・岩田宙造弁護士により創立。一貫して企業法務の分野を歩んでいる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、政府系銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、電力会社、大規模小売業、重電機メーカー、素材メーカー、印刷会社、製紙会社、不動産会社、建設会社、食品会社等、我が国を代表する企業等の法律顧問として、多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約60名が所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント、さらに、元金融庁長官の特別顧問等も所属しております。

〒100-6310 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10階 [www.iwatagodo.com/](http://www.iwatagodo.com/)  
お問い合わせ先: E-mail: [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com) Tel: +81-3-3214-6205

※ 本ニュースレターは、一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や、出展を意図的に省略している場合があります。また、情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談下さい。